

# 道立青少年教育施設の利用料金等について

平成25年11月6日 北海道教育委員会

北海道教育委員会では、本道の青少年の健全育成のために、青年の家・少年自然の家（道立青少年教育施設）を設置しております（右図参照）。

これらの施設は、平成18年度から、指定管理者制度を導入しておりますが、現指定管理者による管理期間が今年度で終了することから、現在、来年度からの指定管理者の公募に係る事務を取り進めております。

施設の利用料金は、道の条例に定めている上限額（表2）以内で指定管理者が設定することとなっております。

また、食事料金についても指定管理者が設定することになっておりますので、新たに選定された指定管理者が現行の料金（表1、3）を変更する場合がありますので、予めお知らせします。

平成26年度以降の利用料金等については、指定管理者が決まり次第、できるだけ早く北海道教育委員会及び各道立青少年教育施設のホームページでお知らせいたします。何かと御不便をおかけいたしますが、御了解ください。

なお、洞爺少年自然の家につきましては、「道立少年自然の家の配置の見直し」（平成25年2月）において、平成25年度末で廃止することが、決定しております。

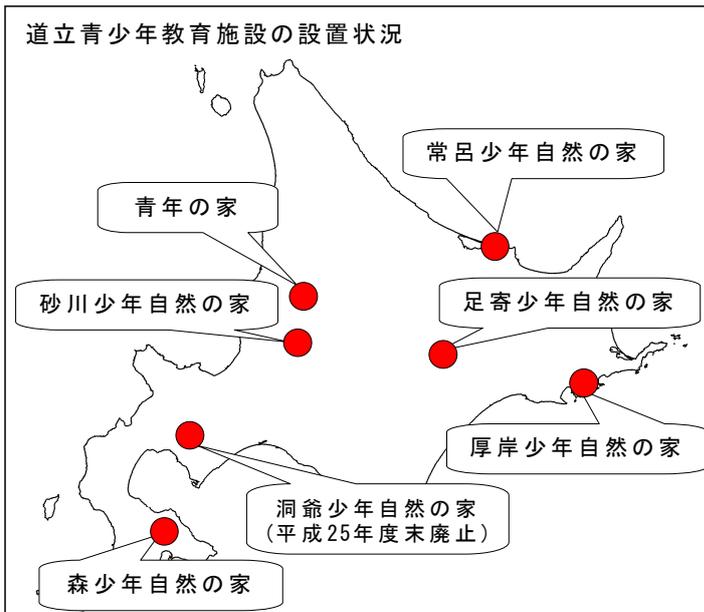


表3 現指定管理者が設定している食事料金

		中学生以上	小学生	未就学児
青年の家	朝・昼食	500円	480円	430円
	夕食	700円	680円	630円
洞爺少年自然の家	朝・昼食	500円		400円
	夕食	700円		600円
砂川少年自然の家	朝食	500円	450円	350円
	昼食	500円	480円	450円
	夕食	700円	680円	550円
常呂少年自然の家	朝・昼食	500円		400円
	夕食	700円		600円
厚岸少年自然の家	朝・昼食	500円		
	夕食	700円		
森少年自然の家	朝・昼食	500円		400円
	夕食	700円		500円
足寄少年自然の家	朝・昼食	500円		400円
	夕食	700円		600円

※ 野外炊事食材、弁当等を除く

表1 現指定管理者が設定している利用料金

区分	利用料金(1人1泊)
	現在の設定額
—	—
1 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	150円 (常呂) 170円 (森) 190円 (その他)
2 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学並びにこれらに準ずる者	230円 (常呂) 260円 (森) 300円 (その他)
3 1及び2以外の者 (学齢に達しないものを除く。)	900円 (常呂) 1,000円 (森) 1,070円 (その他)
—	—

表2 条例で定められている利用料金の上限額

区分	利用料金の上限額	
	1人1日につき	1人1泊につき
1 4歳以上の幼児	100円	150円
2 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	100円	300円
3 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	100円	450円
4 1から3までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者並びにこれらに準ずる者	200円	1,070円
5 1から4までのいずれもがいずれにも該当しない者 (4歳未満の者を除く)	400円	2,140円

【本件に関するお問い合わせ先】

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課生涯学習推進・施設グループ

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館7階

TEL:(代表)011-231-4111(内線35-521) FAX:011-281-1487